8　協定第七条及び第十二条1に関し、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、協定に基づいて移転される核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に関係する防護措置の妥当性について検討するため、協議を行うことが確認される。

9　協定第十三条1(b)の適用に当たり、両締約国政府は、同条1(b)に規定する重大な違反の決定に関し、機関の理事会の行う次の認定を最終的なものとして受諾することが確認される。

(a)　違反の認定

(b)　関連する保障措置協定の下で保障措置の対象とすることが要求される核物質の核兵器その他の核爆発装置への転用がなかったことにつき機関として確認することができない旨の認定

(c)　申告されていない核物質が存在しなかったこと又はそのような原子力活動が行われていなかったことにつき機関として確認することができない旨の認定

二千十一年一月二十日にハノイで

日本国政府のために

谷﨑泰明

ベトナム社会主義共和国政府のために

レ・ティエン

○農林水産省告示第二千四百二十六号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十二号）第九条第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める農作物を次のように定める。

平成二十三年十二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第九条第一号の農林水産大臣が定める農作物は、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第二条の三第一項に規定する果樹農業振興計画に係る果樹であって、当該計画が策定された都道府県の区域内の傾斜が二十度を超える農地において栽培される場合に当該農地以外の農地において栽培される場合とおおむね同等以上の単位面積当たりの農業所得が得られるものとする。

○環境省告示第百五号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第三十二条第二号の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第三十二条第二号の規定による環境大臣の確認の要件を次のように定め、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月二十八日

環境大臣　細野　豪志

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第三十二条第二号の規定による環境大臣の確認の要件

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第三十二条第二号の環境大臣が定める要件は、事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第一条に規定する事故由来放射性物質をいう。）による汚染状態が規則第十四条に規定する基準に適合しないばいじん及び焼却灰その他の燃え殻が生ずるおそれが少ない廃棄物（同法第二条第二項に規定する廃棄物をいう。）の焼却施設であることとする。

○環境省告示第百六号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十一条第一項及び第二十五条第一項の規定に基づき、汚染廃棄物対策地域及び除染特別地域を指定したので、第十一条第三項及び第二十五条第四項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十三年十二月二十八日

環境大臣　細野　豪志

一　汚染廃棄物対策地域及び除染特別地域を指定した年月日

平成二十三年十二月二十八日

二　汚染廃棄物対策地域の区域及び除染特別地域の区域

イ　東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径二十キロメートル圏内の区域

ロ　葛尾村、浪江町及び楢葉町の区域（イに掲げる区域を除く。）

ハ　南相馬市の区域（原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに同市内国有林盤城森林管理署二〇〇四林班から二〇八七林班まで、二〇八八林班の一部、二〇八九林班から二〇九一林班まで、二〇九五林班から二〇九九林班まで及び二一三〇林班の区域に限り、イに掲げる区域を除く。）

ニ　飯舘村の区域

ホ　川俣町の区域（山木屋並びに同町内国有林福島森林管理署一六一林班から一六五林班まで及び一六七林班の区域に限る。）

○環境省告示第百七号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第五条第四号及び第二十条第四号の規定に基づき、廃棄物の事故由来放射性物質についての放射能濃度の測定方法を次のように定め、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月二十八日

環境大臣　細野　豪志

廃棄物の事故由来放射性物質についての放射能濃度の測定方法

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第五条第四号及び第二十条第四号の環境大臣が定める方法は、別表に掲げる機器を用いて測定する方法とする。

別表

1　ゲルマニウム半導体検出器

2　NaI（Tl）シンチレーションスペクトロメータ